

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 8 月 14 日（月）第3339号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等の認定（2件）（地域医療整備課取扱い） 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 2
○基本測量の終了（監理課取扱い） 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2
○道路の位置指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2

公 告

- 平成29年度林業種苗生産事業者講習会開催公告（森林経営課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第860号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

平成29年 8 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島医療センター	鹿児島市城山町8番1号

2 認定の有効期限

平成32年 8 月 25 日

鹿児島県告示第861号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

平成29年 8 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
米盛病院	鹿児島市与次郎一丁目7番1号

2 認定の有効期限

平成32年 8 月 27 日

鹿児島県告示第862号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年 8 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
日本調剤鹿屋薬局	鹿屋市新川町6081-1	平成29年 8月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第863号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成29年 8 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 又 は 診 療 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
新門整形外科	薩摩川内市中郷一丁目8番16号	平成29年 8月1日	育成医療

鹿児島県告示第864号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成28年6月21日鹿児島県告示第622号で告示した基本測量の実施は、平成29年3月10日終了した旨の通知があった。

平成29年 8 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

始良・伊佐地域振興局告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年 8 月 14 日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事 業 所		申 請 者			指定年月 日	障害福祉 サービス の種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
いさ工房	伊佐市大口里 127番地8	合同会社HS WORKS	伊佐市大口堂崎 539番地9	前田 広則	平成29年 8月1日	就労継続 支援B型

始良・伊佐地域振興局告示第21号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年 8 月 14 日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

指定の年 月日	申請者の住所及び 名称並びに代表者 の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年 7月27日	鹿児島市小松原二 丁目41番3-415 号 合同会社バイナリ ー 代表社員	始良市東餅田字中野崎 2605番2	8.54	4.02~6.00

本田親倫

公 告

平成29年度林業種苗生産事業者講習会開催公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、平成29年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成29年 8 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開催日時

平成29年10月30日（月）午前10時から午後5時まで

2 開催場所

鹿児島県庁（行政庁舎17階）会議室17-A-2（鹿児島市鴨池新町10番1号）

3 講習事項及び講習時間

講 習 事 項	講 習 時 間
種苗に関する法令	2 時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2 時間
種苗の生産技術に関する事項	2 時間

4 受講資格

制限はない。

5 講習手数料

14,000円

6 受講手続

(1) 提出書類等

ア 受講申込書

イ 写真（受講申込み前6月以内に撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）

ウ 講習手数料（14,000円分の鹿児島県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

なお、提出書類等を受理した後は、講習手数料は返還しない。

(2) 提出書類等の提出先

各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課（県外に居住する者にあつては、鹿児島県環境林務部森林経営課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））

7 提出書類等の受付期間

平成29年8月15日（火）から同年9月15日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成29年9月15日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受講申込書の用紙の交付

受講申込書の用紙は、鹿児島県環境林務部森林経営課、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県環境林務部森林経営課（電話099-286-2111内線3360）、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課に対して行うこと。